

雀が問う親子、夫婦、家族



コラージュ・河内誠

虐待の疑いがあるとして、警察が児童相談所に通告した十八歳未満の子どもが昨年十万人を超えた。五年間で約二倍増。民法で定める親権が、虐待から子どもを救い出す際の妨げになつてているといふ指摘もある。親や社会は、子どもの権利とどう向き合うべきなのだろうか。

日本の法律や政策は、子どもを権利の主体ではなく、大人の保護の対象として位置づけていると感じます。例えば、児童扶養手当は子どもに直接支払われるのではなく、親に支給されます。親にお金を配れば子どもにも届くだろうところが発想です。子どもが権利を持ち、独立した人格として尊重されるというよりも、大人を通して守られる存在、大人の付属品のように考えられているのではないかでしょうか。

日本も批准している「子ども権利条約」では、子どもの主体的な権利性や独立した人格を持つことが強調され、これに沿って先進国は法律も見直してき

ました。しかし、日本には「どもの権利基本法」のような括的な法律がなく、子どもの利の保障は不十分です。個別分野を見ても、体罰を禁止する規定が十分でないとか、民法親の懲戒権が残っているなど、課題があります。

子どもを従属的にとらえる方には、親子の一体感とも関係しています。日本は文化的に親子の結び付きが強い国です。「じもを道連れにした無理心中たゞは海外では考えられないことです。親子の仲が良いことは誰もが望むことです。親子の仲が良いことは誰もが望むことではありませんが、健全な緊張関係は子どもの自立のためにも必要です。

最近では、新型コロナウイル

早稻田大法学学術院教授 棚村政行さん



たなむら・まさゆき 1953年、
新潟県生まれ。早稲田大大学院法
学研究科博士課程修了。弁護士。
日本家族〈社会と法〉学会理事長
や法制審議会委員など歴任。著書
に『子どもの法』など。

後は父母の一方が親権を持つ単独親権ですが、父母の双方が親権を持つ共同親権の是非を巡る議論が法務省で始まりました。離婚後に父母が子どもを巡って縄引きをする場面が多く見られます。大人の主張だけが前面に出でて、子どもの声がかき消され

ていいのである。子どもはおひでに何が最善かといふことを中心に置きながら議論するの必要がある。これがおもてなしだ。

親の指導・しつけの権利と誤解が広まつたままになつます。そのような誤解が、の正当化につながるリスクみ出しています。この誤解を消すためにも懲戒権は一早くなくすべきです。権とは本来、家庭における対して、国家や社会は不介入・干渉すべきではな

• • • • •

もが会えるようにする」「性
事だと思います。また、これ
らは同性パートナーの家族や
国籍・多文化家庭などもます
す増えていくので、個々のケ
ースで子どもの最善の利益を最
先する」ことが大切でしょう。

かいだ・まちこ 1960年、長崎県生まれ。認定NPO法人国際子ども権利センター（シーライツ）代表理事。編著書に『世界中の子どもの権利をまもる30の方法』（合同出版）など。

文京学院大教授 甲斐田万智子さん

懲戒権 早急に廃止を



かいだ・まちこ 1960年、長崎県生まれ。認定NPO法人国際子ども権利センター(シーライツ)代表理事。編著書に『世界中の子どもの権利をまもる30の方法』(合同出版)など。

親子どもの関係も変わり、子どもが尊重されるようになると、子どもと大人は、力関係において非対称ですが、人間的では対等。子どもを支配する存在としてではなく、よりよい社会共につくり、地球的課題を解決する仲間と考えるべきでしょう。（聞き手・大森雅弥）

子の権利保障不十分

スの感染拡大が子どもに与える影響を心配しています。在宅勤務の増加や失業といった親のス

庭の経済格差がパソコンを持ってるかどうかといった教育格差についても、つながっています。

や社会が介入して弱い立場にある子どもを守る姿勢を示すことも重要です。

子どもの権利条約
18歳未満の子どもに
IV 成人と同じように基本的個人権
を保障するため、成長の過程
で必要な▽命を守られて生き
る▽教育を受けて育ち友達と
遊ぶ▽暴力から守られる▽自
分に関係あることに自由に意
見が言える――などの権利を定

親子どもの関係も変わり、子どもが尊重されるようになると、子どもと大人は、力関係において非対称ですが、人間的では対等。子どもを支配する存在としてではなく、よりよい社会共につくり、地球的課題を解決する仲間と考えるべきでしょう。（聞き手・大森雅弥）